

長期優良住宅認定 手数料

1. 確認書等を添えていないもの

住棟の床面積の合計 (㎡)		新築の場合	新築以外の場合
一戸建ての住宅		61,000	89,000
共同住宅等	A ≤ 500	145,000	213,000
	500 < A ≤ 1,000	228,000	337,000
	1,000 < A ≤ 3,000	457,000	678,000
	3,000 < A ≤ 5,000	825,000	1,227,000
	5,000 < A ≤ 10,000	1,432,000	2,132,000
	10,000 < A ≤ 20,000	2,667,000	3,973,000
	20,000 < A ≤ 30,000	3,847,000	5,732,000
30,000 < A		4,740,000	7,061,000

2. 確認書等を添えたもの

住棟の床面積の合計 (㎡)		新築の場合	新築以外の場合
一戸建ての住宅		10,000	13,000
共同住宅等	A ≤ 500	15,000	22,000
	500 < A ≤ 1,000	24,000	34,000
	1,000 < A ≤ 3,000	38,000	55,000
	3,000 < A ≤ 5,000	58,000	86,000
	5,000 < A ≤ 10,000	88,000	130,000
	10,000 < A ≤ 20,000	147,000	219,000
	20,000 < A ≤ 30,000	185,000	277,000
30,000 < A		210,000	314,000

3. 変更部分について確認書等を添えていないもの

住棟の床面積の合計 (㎡)		新築の場合	新築以外の場合
一戸建ての住宅		30,500	44,500
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じた認定手数料(1.による)を徴収する。		

4. 変更部分について確認書等を添えたもの

住棟の床面積の合計 (㎡)		新築の場合	新築以外の場合
一戸建ての住宅		5,000	6,500
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じた認定手数料(2.による)を徴収する。		

5. 譲受人決定による変更及び地位の継承

		認定手数料
一件につき		3,000

※認定と併せて、法第54条第2項に規定する申し出をする場合は別途ご相談ください。